警察総合捜査情報システムの業務・システムの見直し方針

2006年(平成18年) 8月1日 警察庁

警察庁は、「業務・システム最適化指針」(2006年(平成18年)3月31日付け各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の趣旨を踏まえ、警察総合捜査情報システムに係る業務・システムの見直し方針を定め、同方針に沿って必要な見直しを行うことにより、最適化に取り組むこととする。

第1 対象範囲

この方針が対象とする業務・システムは、犯罪に係る情報の一元管理、照会、統計作成、書類作成等に係る業務(以下、「犯罪情報系業務」という。) 銃砲、警備業、風俗営業等の許認可等に係る業務(以下、「行政情報系業務」という。) 及びこれらの業務を処理する警察総合捜査情報システムとする。

行政情報系業務については、警察総合捜査情報システムのインフラを利用し実施している業務であるが、犯罪情報系業務との関連はなく、今後、同様に行政情報系の業務を処理する運転者管理等のシステムと統合することとしていることから、見直し方針についても、以下のとおり個別に検討を行う。

第2 犯罪情報系業務の見直し方針

1 最適化の基本理念

犯罪情報系業務及び警察総合捜査情報システムは、第一線の警察官が犯罪を認知し、被害の状況を把握してから、犯罪の捜査を遂行し、被疑者を検挙等して事件を終結させるまでに行う書類の作成、情報の登録等の作業を効率化するとともに、蓄積された情報を迅速かつ高度に分析できるよう抽出整理して提供することにより、第一線の捜査活動を支援し、検挙の向上を図ることを目的としている。

このため、業務・システムの見直しに当たっては、第一線の捜査活動に支障を来さないよう、作業の重複排除、処理時間の短縮、手順の簡素化、そして情報の分析に係る支援等に主眼を置き、情勢の変化に応じて容易にシステム構成等の変更ができるようにするとともに、都道府県警察との連携が行いやすい仕組みを整える必要がある。

以上を踏まえ、 レスポンスタイムの短縮、 情報入力及び検索の高度化、 利用者の負担の軽減、 地方費システムや他のシステム(全国的情報処理センター用システムを含む。)との連携確保、 迅速・容易な改修を可能とするための柔軟性の高いシステム構成、 情報システムの効率的・合理的な整備・運用による経費削減等を基本理念とする。

2 現状及び課題等

(1) 業務の現状及び課題等

ア 業務の現状

(ア) 犯罪統計業務(少年事件書類作成業務を含む)

犯罪の認知及び検挙の際に得られた情報は、警察署や警察本部においてシステムに入力され、その後、警察本部における審査を経て警察庁の電子計算機に登録・一元管理されている。各種集計条件に基づいて統計処理を施された情報を得ることにより、犯罪捜査を始め各種警察活動の効率化・合理化を図っている。

(イ) 犯罪手口照会業務

犯罪の認知時に得られた被害に関する情報及び犯罪の検挙時に得られた被疑者の手口に関する情報は、警察署や警察本部においてシステムに入力され、警察本部における審査を経て警察庁の電子計算機に登録・一元管理されている。手口等に関する検索条件に応じた回答を得ることにより、被疑者の絞り込みを始め捜査活動の効率化・合理化を図っている。

(ウ) 捜査管理業務

捜査書類作成の省力化、証拠品の管理等の捜査管理を効率化するとと もに、入力された情報を犯罪統計業務及び犯罪手口照会業務にできる限 り反映させることにより、両業務の入力作業の軽減を図っている。

イ 業務の課題等

(ア) 業務間・業務内の連携

犯罪統計業務と犯罪手口照会業務には、同じ事項であっても、用語、 文字数、コード等がそれぞれ異なるものが多数存在しているが、これま では、それぞれの業務が専門性の高い別個のものとして取り扱われてき たことから、連携を意識した用語、文字数、コード等の統一が積極的に は図られていなかった。また、業務内における情報の引用についても、 一部で不十分な点が見受けられる。

- (イ) 他のシステムで処理されている業務との連携
 - (ア)と同様に、同じ事項であっても、用語、文字数、コード等の整合性が確保されていないことから、連携を図る上での支障となっている。
- (ウ) 第一線に対する情報の提供

第一線において大量の情報を登録させているにもかかわらず、集約された情報の一部にしかアクセス権が付与されておらず、第一線における情報登録に対する意欲低下を招いている。

(2) システムの現状及び課題等

ア システムの現状

警察総合捜査情報システムは、警察庁情報処理センターに設置している 警察庁用電子計算機、都道府県警察本部に設置している警察本部用電子計 算機及び端末装置並びに警察署に設置している端末装置により構成されており、一部については都道府県警察が設置した電子計算機とも相互接続を行い、第一線警察活動の効率化・合理化を図っている。

なお、警察総合捜査情報システムは、平成16年1月に運用を開始したものである。

イ システムの課題等

(ア) 業務間等の連携不足

現在の警察総合捜査情報システムは、同システム上で稼働する各業務の内容を大きく見直すことなく、可能な範囲内で相互に連携させる形態となっており、重複入力の排除が不十分な状態にある。このため、入力時に他の業務や書式で入力した内容を引用できない、同じ事項を複数の業務において照会する際にそれぞれ個別に照会を行う必要があるほか、一部業務においては、都道府県警察間の情報検索ができないなどの問題がある。また、捜査管理業務については、業務間の連携不足により書類作成時の入力が十分に効率化されておらず、第一線における情報入力が円滑に行えない状態にある。

(イ) レスポンスタイム

警察庁から警察署までを接続するネットワークの回線容量が需要に見合っていないことから、十分なレスポンスタイムが得られていない。

(ウ) 情報分析を支援する機能の不足

主として文字で情報を提供している現在のシステムでは、第一線の警察官に犯罪の発生状況等を把握させ、捜査活動に反映させることが容易でないことから、事件現場に関する情報を地図上で重ね合わせて表示するなどの機能を有するGIS(地理情報システム)との連携が不可欠であるが、現時点においては警察総合捜査情報システムと連携するGISが存在しない。

(I) システムにおける柔軟性の不足

コードや書式のカスタマイズ機能がほとんどなく、情勢の変化等に伴い登録項目等を変更しようとしても、改修に長期間を要し、また高額の 経費が掛かるため断念せざるを得ない状況にある。

(オ) その他

全国的情報処理センター用システムの一業務である被疑者写真照会業務については、現在、照会時の絞り込み条件の不足などにより十分な絞り込みができていない状況であることに加え、警察署用の端末が警察庁のネットワークに直接接続されておらず、登録・照会時に警察本部担当者の人手を介しているため非効率な状態となっている。

3 見直し方針

(1) 業務の見直し方針

ア 業務間の連携強化

各業務において連携を意識した用語、文字数、コード等の見直しを行い、 統一を図ることにより、業務間の連携を強化する。

イ 第一線への情報提供の拡大

これまで回線容量やセキュリティを理由に第一線の警察署等に対し提供していなかった情報についても、システム全体の性能向上、セキュリティの強化等の対策を行った上で、必要に応じ提供することとする。

(2) システムの見直し方針

ア レスポンスタイムの短縮

警察庁から警察署までのネットワーク回線については、「指紋業務及び 掌紋業務の業務・システム最適化計画」において増東することとしている ことを踏まえつつ、所要の回線容量について分析を行い、より安価な回線 の利用を検討し、費用対効果の高いネットワークとなるよう配慮する。ま た、システムのプログラムを見直すことにより、警察署における情報照会 に対する処理時間を短縮し、被疑者の絞り込みに要する時間の短縮化を図 る。

イ 情報入力及び検索の高度化

業務内の帳票間及び他業務・システムとの間で重複する入力項目を引用・反映できるようにするなど、業務・システム間の連携を強化する。

また、各業務・システムの横断的な検索、部分一致検索、絞り込み検索、 都道府県警察間検索等を可能とするなど、検索機能の高度化を図る。

なお、全国的情報処理センター用システムの一業務である被疑者写真照会業務については、犯罪手口照会業務との連携により検索の精度が向上することなどから、警察総合捜査情報システム上で取り扱えるようにする。他方、捜査管理業務については、必要最小限の書類作成・管理機能を除き廃止する。

ウ 第一線における情報の入手・活用の拡大

セキュリティを強化した上で、警察署等において関係する各種業務で照会が行えるようにするなど、第一線において入手できる情報の範囲の拡大を図る。さらに、GIS等による情報分析の機能強化や照会履歴検索の機能の追加などについても実施する。

エ 利用者の負担の軽減

初心者・熟練者双方に配慮した複数の入力方式を用意するほか、エラーチェックやヘルプ機能を強化するなど利用者負担の軽減を図る。

オ 地方費システムや他のシステムとの連携確保

地方費システムや他のシステムと容易に接続できるよう、汎用的な接続 又は情報受け渡しのためのインタフェースを使用する。また、漢字等の文 字コードについては、地方費システムや他のシステム等との接続を考慮して決定する(外字の扱いについても同様とする。)。

カ 迅速・容易な改修を可能とするための柔軟性の高いシステム構成 情勢の変化に応じて迅速に改修が行えるシステム構成を検討する。また、 簡易な変更であれば、利用者が設定変更等で対応できるようにする。

キ 経済性

システムの構築及び運用に当たっては、できる限り低コストでの実施に 配意しつつ、システムに求められる要件を満たすようにシステムの構成及 びセキュリティを含む機能面での信頼性、拡張性及び処理能力を確保する。 また、調達については、一般競争入札を実施し経費削減を図る。

ク その他

業務管理統計などの管理機能を強化し、システムの改善に資するようにするほか、必要な改善を図る。また、システム全体の信頼性向上のため、バックアップシステムの整備についても検討を行う。

4 最適化計画の策定

この見直し方針、これまでに警察庁が策定した最適化計画、その他警察庁で 定めている方針等を踏まえ、「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」に 沿って、警察庁は、2006年(平成18年)11月までに警察総合捜査情報システム の業務・システムの最適化計画を策定する。

第3 行政情報系業務の見直し方針

1 最適化の基本理念

行政情報系業務は、都道府県警察が法令に基づき実施する警察行政事務のうち、全国的に管理する必要がある情報について、警察庁が一元的に収集・管理することにより、都道府県警察の事務の効率化を図るとともに、警察庁における施策の企画・立案に資することを目的とするものである。前述のとおり、行政情報系業務は警察総合捜査情報システムのインフラを活用し実施しているが、今後、当該システムから同様の行政情報系の業務を処理している運転者管理等のシステムに移行することとする。

行政情報系業務の最適化に当たっては、各種法令及び都道府県警察のニーズ に的確に対応しつつ、業務の合理化・効率化を基本理念とする。

2 現状及び課題等

(1) 現状

ア 警備業管理業務

警備業者、資格者証の交付を受けた者及び警備業法に基づく行政処分に 関する情報を一元的に管理することにより、警備業に関する業務の組織的 かつ効率的な運用を図っている。

イ 風俗営業等管理業務

風俗営業の許可及び性風俗関連特殊営業等の届出並びに警察が作成し 保有する風俗営業等に対する行政処分等に係る情報を一元的に管理する ことにより、風俗営業等を営む者に対する行政処分等の迅速かつ適正な運 用を図っている。

ウ 銃砲登録照会業務

所持許可等に係る銃砲を一元的に管理することにより、二重許可の防止、 発見等に係る銃砲の出所究明等の銃砲管理の適正かつ効率的な運用を図っている。

(2) 課題等

端末における帳票印刷機能に柔軟性がないため、登録したデータが十分に 活用されない場合がある。

3 見直し方針

業務全体として無駄のない効率的な処理方法に見直す。

4 最適化計画の策定

この見直し方針、これまでに警察庁が策定した最適化計画、その他警察庁で 定めている方針等を踏まえ、「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」に 沿って、警察庁は、2006年(平成18年)11月までに運転者管理等のシステムの 業務・システムの最適化計画を改定する。